

大阪府立大学非常勤教職員等の期末手当に関する規程

制 定 令和3.5.31 規程149

最近改正 令和3.11.30 規程268

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤教職員等就業規則」という。)第22条の2及び大阪府立大学無期雇用教職員の給与に関する規程(以下「無期雇用教職員給与規程」という。)第3条の規定に基づき、非常勤教職員等(非常勤教職員等就業規則第2条第1項に定める者をいう。以下同じ。)及び無期雇用教職員(大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則(以下「無期雇用教職員等就業規則」という。)第2条各号に定める者をいう。以下同じ。)に対して支給する期末手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 6月1日及び12月1日をいう。
- (2) 調査期間 基準日前の6箇月の期間をいう。
- (3) 無給休職 非常勤教職員就業規則第10条の2第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定による休職のうち給与の支給を受けないものをいう。
- (4) 起訴休職 非常勤教職員等就業規則第10条の2第1項第2号の規定に該当する休職をいう。
- (5) 専従休職 非常勤教職員等就業規則第10条の2第1項第5号の規定に該当する休職をいう。
- (6) 停職 非常勤教職員等就業規則第52条第3号の規定による停職をいう。
- (7) 育児休業 大阪府立大学非常勤教職員等の育児・介護休業等に関する規程第3条に定める育児休業をいう。

(対象者)

第3条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する非常勤教職員等及び無期雇用教職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対して支給する。

- (1) 基準日において非常勤教職員等又は無期雇用教職員として6箇月以上の雇用契約を締結していること
- (2) それぞれその基準日に対応する調査期間において、勤務時間数が66時間以上である月が1月以上あること

2 前項の規定は、これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡し

た非常勤教職員等又は無期雇用教職員についても、同様とする。この場合において、前項第1号中「基準日において」とあるのは、「基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した非常勤教職員等又は無期雇用教職員にあっては、当該退職の日において」と読み替えるものとする。

3 第1項第2号の勤務時間数は次の各号に掲げる時間の合計（第5条において同じ。）とする。

- (1) 現に勤務した時間（所定の勤務時間以外の勤務及び休日の勤務の時間を含む。）
- (2) 非常勤教職員等就業規則等第10条の2第1号に掲げる事由による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による場合に限る。）により勤務しなかった時間
- (3) 非常勤教職員等就業規則等第10条の2第4号に掲げる事由による休職（業務上の災害又は通勤上の災害と認められる場合に限る。）により勤務しなかった時間
- (4) 非常勤教職員等就業規則第25条の規定により理事長又はその委任を受けた者の承認を得て勤務しなかった時間
- (5) 非常勤教職員等就業規則第47条に規定する年次有給休暇により勤務しなかった時間
- (6) 非常勤教職員等就業規則別表第4アに規定する有給の特別休暇（非常勤教職員等就業規則第21条の3の規定により給料が半減となるものを除く。）により勤務しなかった時間

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した非常勤教職員等又は無期雇用教職員にあっては、当該退職の日）において、次の各号のいずれかに該当する非常勤教職員等及び無期雇用教職員には、支給しない。

- (1) 無給休職中の非常勤教職員等及び無期雇用教職員
- (2) 起訴休職中の非常勤教職員等及び無期雇用教職員
- (3) 専従休職中の非常勤教職員等及び無期雇用教職員
- (4) 停職中の非常勤教職員等及び無期雇用教職員
- (5) 育児休業中の非常勤教職員等及び無期雇用教職員（調査期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある非常勤教職員等及び無期雇用教職員は除く。）
- (6) 退職又は失職の後基準日までの間において非常勤教職員等就業規則又は無期雇用教職員等就業規則の適用を受けることとなった非常勤教職員等及び無期雇用教職員（基準日1箇月以内において非常勤教職員等就業規則又は無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける非常勤教職員等及び無期雇用教職員としての退職が2回以上ある者についてこの規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。）
- (7) 前号に掲げる教職員に準ずると本法人が認める者

(期末手当の額)

第 4 条 1 回に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 112.5 (無期雇用教職員等就業規則第 4 条の規定により再雇用された無期雇用教職員にあっては、100 分の 62.5) を乗じて得た額とする。

2 期末手当に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(期末手当基礎額)

第 5 条 前条第 1 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日に対応する調査期間において勤務時間数が 66 時間以上である月の勤務に対して支給された給料に当該各月の勤務にかかる第 3 項に定める額を加えて得られる額の総額を 6 で除して得られる額とする。

2 前項の給料は、第 3 条第 3 項各号に掲げる時間に対して支給された給料の合計とする。

3 第 1 項に定める給料に加える額は、時間外勤務手当及び休日勤務手当 (100 分の 100 以上の割合で支給されたものに限る。) の支払の基礎となった時間数に勤務 1 時間あたりの給料の額を乗じて得た額とする。

4 期末手当基礎額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(支給日)

第 6 条 期末手当は、特別の事情がない限り、それぞれその基準日の翌月の給与支給日 (公立大学法人大阪教職員給与規程第 52 条第 2 項に規定する給与の支給日をいう。) に支給する。

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第 7 条 懲戒解雇等による期末手当の支給制限については、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程 (以下「旧府大法人給与規程」という。) 第 26 条の規定を準用する。

(期末手当の支給の一時差止め)

第 8 条 非常勤教職員等の期末手当の支給の一時差止めについては、旧府大法人給与規程第 27 条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当の調査期間)

2 第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当の調査期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までとする。

附 則 (令和 3 . 11 . 30 規程 268)

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。